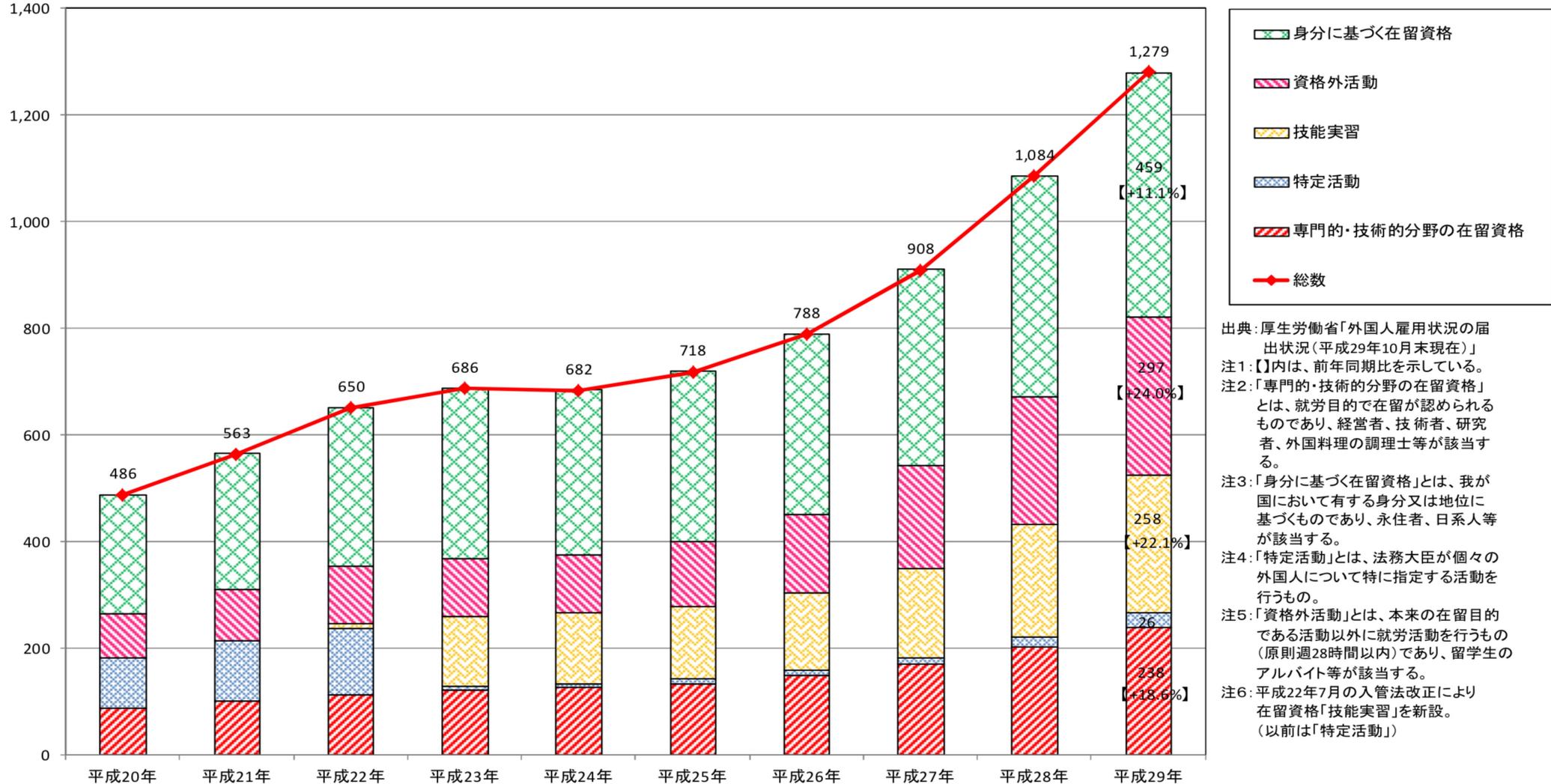


雪崩をうつ外国人労働者受入れ

(資料編)

在留外国人労働者数の推移

(単位:千人)



(出所：外国人雇用状況の届出状況、毎年10月末) *特別永住者は含まれない

在留外国人内訳 (2,561,848人：2017年末) ～ 全人口比2.02%

(’18.1.1確定値：1億2659万人)

* 就労可能な在留資格 (580,369人) (100.0%)

教授 7,403人	芸術 426人	宗教 4,402人	報道 236人
経営・管理 24,033人	法律・会計業務 147人	高度専門職 7,668人	
医療 1,653人	研究 1,596人	教育 11,524人	介護 18人
技術・人文知識・国際業務 189,273人 (32.6%)	企業内転勤 16,486人		
興行 2,094人	技能 39,177人	技能実習 274,233人 (47.3%)	

* 就労資格以外で就労している外国人

留学 311,505人	ワーキングホリデー 12,589人	高度人材 1,249人
EPA 3,126人	家事使用人 1,140人	🇵🇸 非正規滞在 66,498人 (1/1)

* 身分に基づく在留資格 (1,434,318人)

永住者、定住者等 1,104,496人	特別永住者 329,822人
---------------------	----------------

(永住者：749,191人、定住者：179,834人、日本人配偶者等：140,839人、永住者配偶者等：34,632人)

(旗手作成)

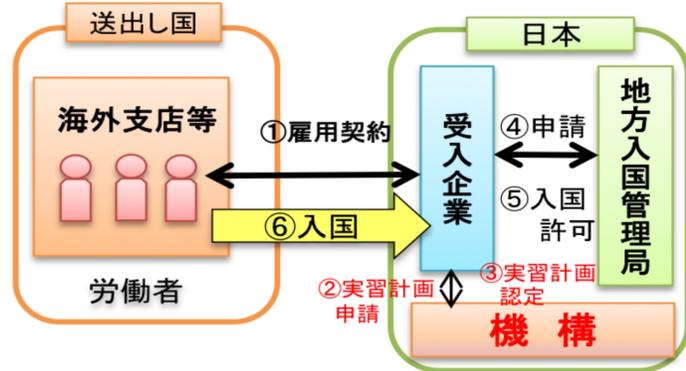
<外国人労働者受入れ類型>

	在留資格	在留期間・更新	転職の可否	家族の帯同	根拠法	備考
専門・技術	各就労資格	有期*	○	○	入管法	16種(24種)
技能実習	技能実習	1年、3年、5年	X → △	X	//	技能実習法
日系人	定住、永住	有期*、無期	○	△ ○	//	活動制限なし
高度専門職	高度専門職	5年*、無期	○	○	//	15.4スタート
高度人材	特定活動	5年*	○	○	//	12.5スタート
EPA(介護・看護)	特定活動	3年、4年	X → ○	X	EPA、告示	08.8スタート
家事労働者	特定活動	通算3年	△	X	特区法	15.9スタート
建設・造船	特定活動	2年、3年	△	X	国交省告示	15.4スタート
製造業受入	特定活動	1年	X	X	経産省告示	16.3スタート
介護留学生	留学 → 介護	1年,3年,5年*	○	○	入管法	17.9スタート
農業支援人材	特定活動	通算3年	△	X	特区法	17.12スタート
特定技能	特定技能1・2	通算5年、X年*	○	X ○	入管法	18骨太の方針
		(* : 更新可)	(△ : 事実上困難)			

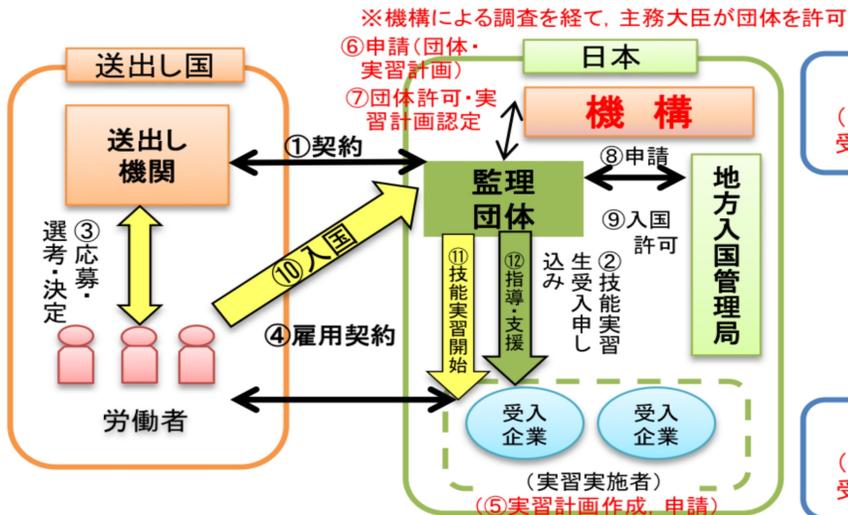
新技能実習制度の概要

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

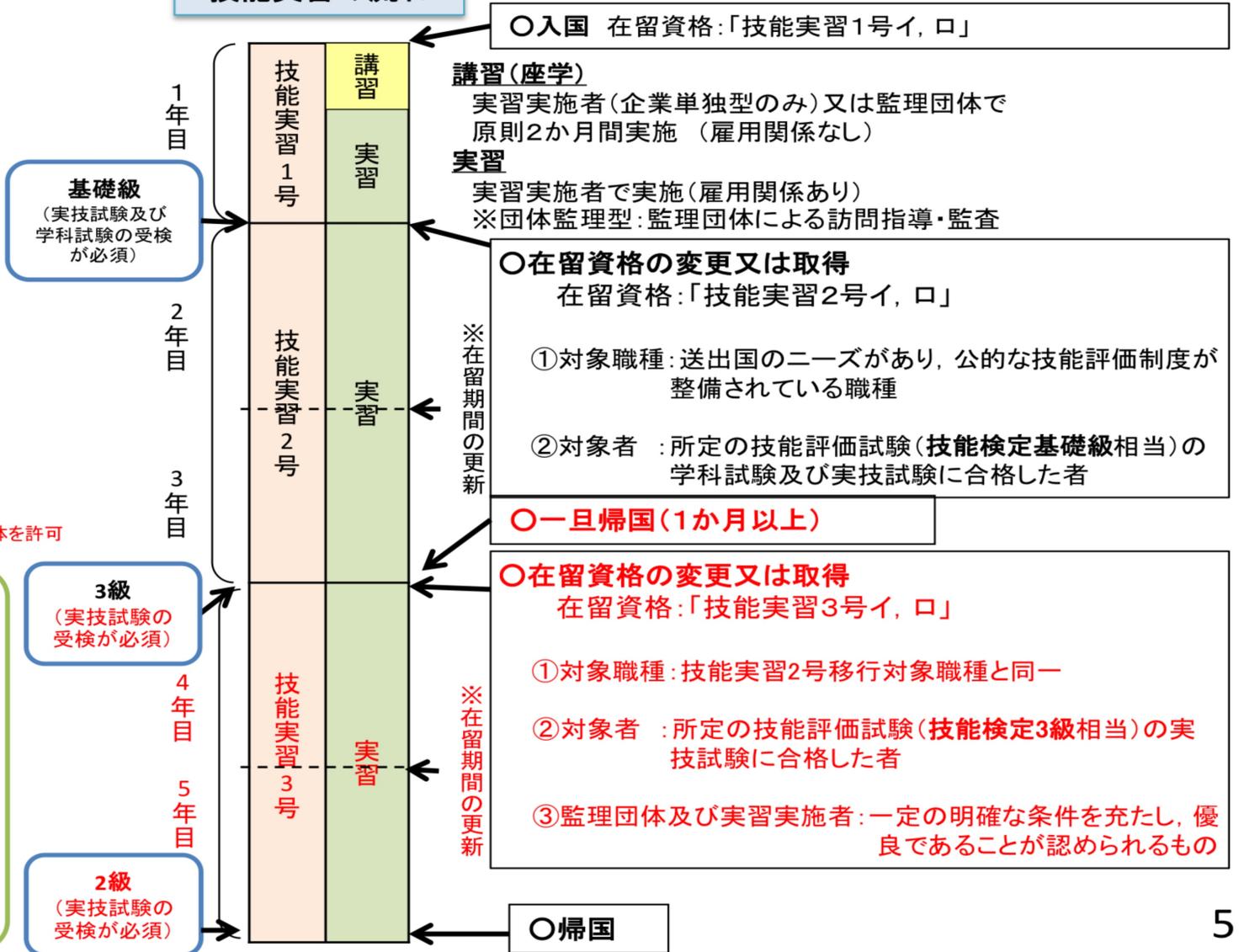


【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ

※新制度の内容は赤字



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立
同年11月28日公布

技能実習2号移行対象職種 (平成29年12月6日時点 77職種139作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業 *	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業 *	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業 *	かつお一本釣りの漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業 *	ほたてがい・まがき養殖作業

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工 *	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
築炉	築炉作業

4 食品製造関係 (9職種14作業)

職種名	作業名
缶詰巻締 *	缶詰巻締
食鳥処理加工 *	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工	節類製造
食品製造業 *	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造
食品製造業 *	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
生豚食肉処理加工 *	生豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
そう菜製造業 *	そう菜加工作業

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転 *	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
織布運転 *	合ねん糸工程作業
	準備工程作業
	製織工程作業
染色	仕上工程作業
	糸浸染作業
ニット製品製造	織物・ニット浸染作業
	靴下製造作業
たて編ニット生地製造 *	丸編みニット製造作業
婦人子供服製造	たて編ニット生地製造作業
紳士服製造	婦人子供既製服縫製作業
下着類製造 *	紳士既製服製造作業
寝具製作	下着類製造作業
カーペット製造 *	寝具製作作業
	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製 *	自動車シート縫製作業

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業
	コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
	数値制御旋盤作業
	マシニングセンタ作業

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
機械板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他 (13職種25作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形塗装	手積み積層成形作業
	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接 *	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造 *	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
	パッド印刷作業
自動車整備 *	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
介護 *	介護

○ 主務大臣が告示で定める職種・作業 (1職種1作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング *	航空機地上支援作業

(注) *の職種：「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

新たな外国人材の受入れ制度等について

1. これまでの経緯

- 平成30年2月20日の経済財政諮問会議において、総理大臣から、深刻な人手不足に対応するため、専門的・技術的分野における外国人受入れの制度の在り方について、制度改正の検討を早急に進めるよう、官房長官と法務大臣に対して指示があった
- 平成30年2月23日、専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース第1回開催以後、タスクフォース幹事会を8回開催し、5月29日、タスクフォース第2回において方向性案取りまとめ
- 平成30年6月15日、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針)において新たな外国人材の受入れ制度について決定

2. 「骨太の方針」における新たな外国人材の受入れ制度

○ 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設

①受入れ業種の考え方

- 生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、外国人材の受入れが必要と認められる業種において受入れ

③外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準

- 技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な水準を業所管省庁が定める試験等によって確認
- 日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、業種ごとに必要な水準を定める
- 技能実習3年を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとし、試験等を免除

⑤外国人材への支援と在留管理等

- 的確な在留管理・雇用管理の実施、受入れ企業又は法務大臣が認める登録支援機関が支援の実施主体となり、生活ガイダンス、生活のための日本語習得、相談・苦情対応等を行う仕組みを設ける

②政府基本方針及び業種別受入れ方針

- 受入れに関する業種横断的な方針を政府基本方針として閣議決定し、当該方針を踏まえ、業種別の受入れ方針を決定

④有為な外国人材の確保のための方策

- 悪質な紹介業者等の介在を防止する方策、受入れ制度の周知や広報等を実施

⑥家族の帯同及び在留期間の上限

- 在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同は基本的に認めない
- ただし、より高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認める

○ 外国人の受入れ環境の整備

- 我が国に滞在する外国人の一層の増加が見込まれる中、法務省が総合調整機能を持って関係機関等との連携を強化し、外国人の受入れ環境を整備し、外国人が円滑に共生できるような社会を実現

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(抄)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

4. 新たな外国人材の受入れ

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。また、外国人留学生の国内での就職を更に円滑化するなど、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組む。

(1) 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設

現行の専門的・技術的な外国人材の受入れ制度を拡充し、以下の方向で、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。

① 受入れ業種の考え方

新たな在留資格による外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材の確保のための取組(女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等)を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種において行う。

② 政府基本方針及び業種別受入れ方針

受入れに関する業種横断的な方針をあらかじめ政府基本方針として閣議決定するとともに、当該方針を踏まえ、法務省等制度所管省庁と業所管省庁において業種の特性を考慮した業種別の受入れ方針(業種別受入れ方針)を決定し、これに基づき外国人材を受け入れる。

③ 外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準

在留資格の取得に当たり、外国人材に求める技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な知識及び技能とし、業所管省庁が定める試験等によって確認する。また、日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、受入れ業種ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して定める。ただし、技能実習(3年)を修了した者については、上記試験等を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとする。

④ 有為な外国人材の確保のための方策

有為な外国人材に我が国で活動してもらうため、今後、外国人材から保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在を防止するための方策を講じるとともに、国外において有為な外国人材の送り出しを確保するため、受入れ制度の周知や広報、外国における日本語教育の充実、必要に応じ政府レベルでの申入れ等を実施するものとする。

⑤ 外国人材への支援と在留管理等

新たに受け入れる外国人材の保護や円滑な受入れを可能とするため、的確な在留管理・雇用管理を実施する。受入れ企業、又は法務大臣が認めた登録支援機関が支援の実施主体となり、外国人材に対して、生活ガイダンスの実施、住宅の確保、生活のための日本語習得、相談・苦情対応、各種行政手続に関する情報提供などの支援を行う仕組みを設ける。また、入国・在留審査に当たり、他の就労目的の在留資格と同様、日本人との同等以上の報酬の確保等を確認する。加えて、労働行政における取組として、労働法令に基づき適正な雇用管理のための相談、指導等を行う。これらに対応するため、きめ細かく、かつ、機能的な在留管理、雇用管理を実施する入国管理局等の体制を充実・強化する。

⑥ 家族の帯同及び在留期間の上限

以上の政策方針は移民政策とは異なるものであり、外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。ただし、新たな在留資格による滞在中に一定の試験に合格するなどより高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認め、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認めるなどの取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。

(2) 従来の外国人材受入れの更なる促進

留学生の国内での就職を促進するため、在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げる。また、「高度人材ポイント制」について、特別加算の対象大学の拡大等の見直しを行う。これらの前提として、日本語教育機関において充実した日本語教育が行われ、留学生が適正に在留できるような環境整備を行っていく。さらに、留学生と企業とのマッチングの機会を設けるため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等を増設する。

また、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みや、日本語研修を要しない一定の日本語能力を有するEPA介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れを行える受入人数枠を設けることについて検討を進める。このほか、クールジャパン関連産業の海外展開等を目的とする外国人材の受入れを一層促進するための方策や、我が国における外国人材の起業等を促進し、起業家の受入れを一層拡大するための方策について検討を進める。

(3) 外国人の受入れ環境の整備

上記の外国人材の受入れの拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、2006年に策定された『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。

なお、法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在者や難民認定制度の濫用・誤用者対策等を推進する。

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」（平成30年6月15日閣議決定）

- 受入れに関する業種横断的な方針をあらかじめ政府基本方針として閣議決定するとともに、当該方針を踏まえ、法務省等制度所管省庁と業所管省庁において業種の特性を考慮した業種別の受入れ方針を決定し、これに基づき外国人材を受け入れる

1. 新たな外国人材受入れの趣旨・目的

- 深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる

2. 外国人材の受入れ分野

- 生産性の向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続のために外国人材が必要と認められる分野

3. 「特定技能1号」の技能水準・日本語能力水準

- 技能水準は、受入れ分野で即戦力として活動するために必要な知識又は経験を有することとし、業所管省庁が定める試験等によって確認する
- 日本語能力水準は、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、受入れ分野ごとに業務上必要な能力水準を考慮して定める試験等によって確認する
- 技能実習2号を修了した者は、上記試験等を免除

4. 国外における取組等

- 在外公館等を通じて、制度の周知・広報等、有為な人材確保のための取組を行う
- 関係行政機関が連携して、悪質な仲介業者等の介在の防止策を講じる

5. 外国人材の在留管理及び雇用管理

- 入国・在留審査において、適切な就労活動を行うための措置がとられていることを確認する
- 必要な情報を収集し、問題があれば関係行政機関と連携して、適切に対応する

6. 受入れ機関の責務

- 本制度がその趣旨・目的に沿って適正に運用され、外国人材の適正な在留活動を確保する責務がある
- 受入れ機関は、特定技能1号外国人材に対する支援が適切になされることを確保する責務がある

政府基本方針②（骨子案）

7. 外国人材への支援

- 特定技能1号外国人が安定的・円滑な活動を行うことができるようにするための日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を、受入れ機関又は出入国在留管理庁長官の登録を受けた登録支援機関が行う
- 生活ガイダンス、日本語の習得支援、相談・苦情対応、各種行政手続の情報提供等の支援を実施する

8. 「特定技能1号」の家族の帯同・在留期間の上限

- 家族の帯同は基本的に認めない
- 通算で5年を上限

9. 外国人材の活動内容

- 一定の専門性・技能を要する業務に従事する活動
- 許可された活動の範囲内で転職を認める

10. 雇用形態

- 原則として直接雇用（分野の特性に応じて派遣形態も可能）

11. 「特定技能2号」への移行

- 業所管省庁が定める一定の試験に合格すること等で移行することが可能

12. 状況の変化に応じた対応等

- 分野における人手不足の状況について継続的に把握し、その状況の変化等に応じて、業所管省庁が必要な措置を講じる
- 必要に応じて、法務省と関係行政機関において、分野別運用方針の見直し又は受入れ停止・中止の措置を講じる

13. 分野別運用方針

- 基本方針を踏まえ、法務省と関係行政機関において、分野の特性を考慮した分野別運用方針を協議・決定する
- 同方針は、人手不足の状況、生産性の向上や国内人材確保のための取組等を記載

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)(案) 概要

資料3

平成30年7月24日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

- 我が国に在留する外国人は近年増加(約256万人)、国内で働く外国人も急増(約128万人)。
 - 中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設。
- ⇒ **外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要**
検討の方向性について中間的に整理。今後、**年内の取りまとめに向けて、関係者からの意見を聞きながら、取組の拡充・具体化を検討。**

多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動

- (1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり
- (2) 啓発活動等の実施

生活者としての外国人に対する支援

(1) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実等

- ◎ 外国人に学習機会が行き渡ることを目指した全国各地の取組の支援
- ◎ 日本語教室の空白地域の解消、ICT教材の開発・提供
- ◎ 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
- ◎ 日本語教育機関の教育の質に関する評価等の枠組みの検討

② 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- ◎ 生活・就労に関する情報提供・相談を行う一元的窓口の設置の検討
- ◎ 「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成
- ◎ 民間事業者(医療・住宅・銀行等)が提供する商品・サービス等の多言語対応の支援、消費者トラブルの相談体制の充実

(2) 暮らしやすい地域社会づくり

① 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- ◎ 多文化共生や教育・災害対応等の分野における外国人の活躍の促進
- ◎ 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

② 医療・保健・福祉サービスの提供

- 外国人を受入れ可能な基幹的医療機関の体制整備と地域における裾野拡大

③ 公営住宅・民間賃貸住宅等への入居支援

④ 防災対策等の充実

- ◎ 「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成

⑤ 防犯・交通安全対策の充実

(3) 子供の教育の充実

① 外国人児童生徒の教育の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の着実な改善、教員等の資質能力の向上
- ◎ 地方公共団体の体制整備支援(支援員やICT活用等)、高校生等のキャリア教育

② 就学の促進

(4) 労働環境の改善、社会保険の加入促進等

① 適正な労働条件と雇用管理の確保・労働安全衛生の確保

- 労働基準監督署による労働関係法令遵守の周知、法令違反への厳正な対処

※「◎」は新規又は拡充を検討

- ハローワークによる適正な雇用管理のための事業主に対する相談・指導
- ② 雇用の安定
 - 多言語による相談体制の整備、日本語能力に配慮した職業訓練の実施
- ③ 社会保険の加入促進等
 - ◎ 関係行政機関の連携等による加入促進、医療保険の不適切使用の防止

外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 新たな外国人材の受入れ制度の実施に向けた取組

① 受入れ企業又は登録支援機関が行う支援の具体化

- ◎ 生活ガイダンス、住宅確保、日本語習得、相談・苦情対応等を行う仕組みの創設、業界の実態に応じた取組の実施(受入企業等に対する巡回指導等)

② 保証金・違約金を徴収するなど悪質な仲介事業者等の排除

③ 新たな外国人材の円滑な受入れの促進

- ◎ 技能水準を評価・確認する試験制度の整備、送出国における試験の適正実施
- ◎ 外国人材の学習支援と受験の促進(テキストの作成・翻訳、教育プログラム策定等)

④ 在外公館等を通じた新たな受入れ制度の周知・広報

(2) 海外における日本語教育の充実

- ◎ 生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストの改訂
- ◎ 日本語教育を効果的に行えるカリキュラムと教材の開発
- 日本語教育の専門家派遣の拡大等による現地教師の育成・拡大
- 各国の教育機関の活動支援の拡充(日本語教師の給与助成など)

新たな在留管理体制の構築

◎ きめ細かく、機能的な在留管理等を実施するため、法務省の体制を充実・強化

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- ◎ 受入企業等が外国人を代行できる在留資格手続のオンライン申請の開始
- ◎ 申請手続の更なる負担軽減を図るための制度の在り方の検討

(2) 在留管理基盤の強化

- ◎ 法務省・厚労省の情報共有による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- ◎ 業種・職種・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築

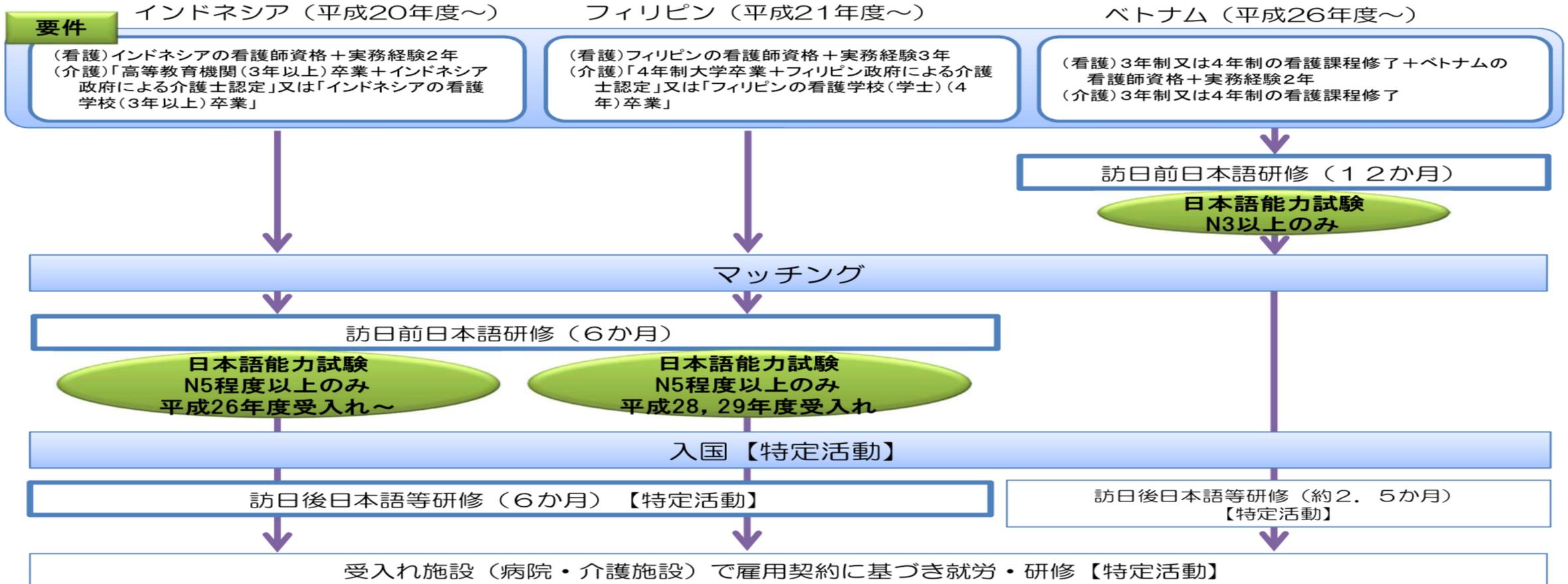
(3) 不法滞在者等への対策強化

- 地方入国管理官署と警察等関係機関との協力関係の強化

経済連携協定に基づく受入れの枠組

参考資料1

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



※ 【 】内は在留資格を示す。
 ※ 日本語能力試験N2以上の候補者は太枠の日本語研修を免除。
 ※ フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

在留資格「介護」の創設

背景

- 要介護者 564万人(H25年度)
- 介護従事者 171万人(H25年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設(＝大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

担い手を生み出す ～ 女性の活躍促進と働き方改革
外国人が日本で活躍できる社会へ

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

○ 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。



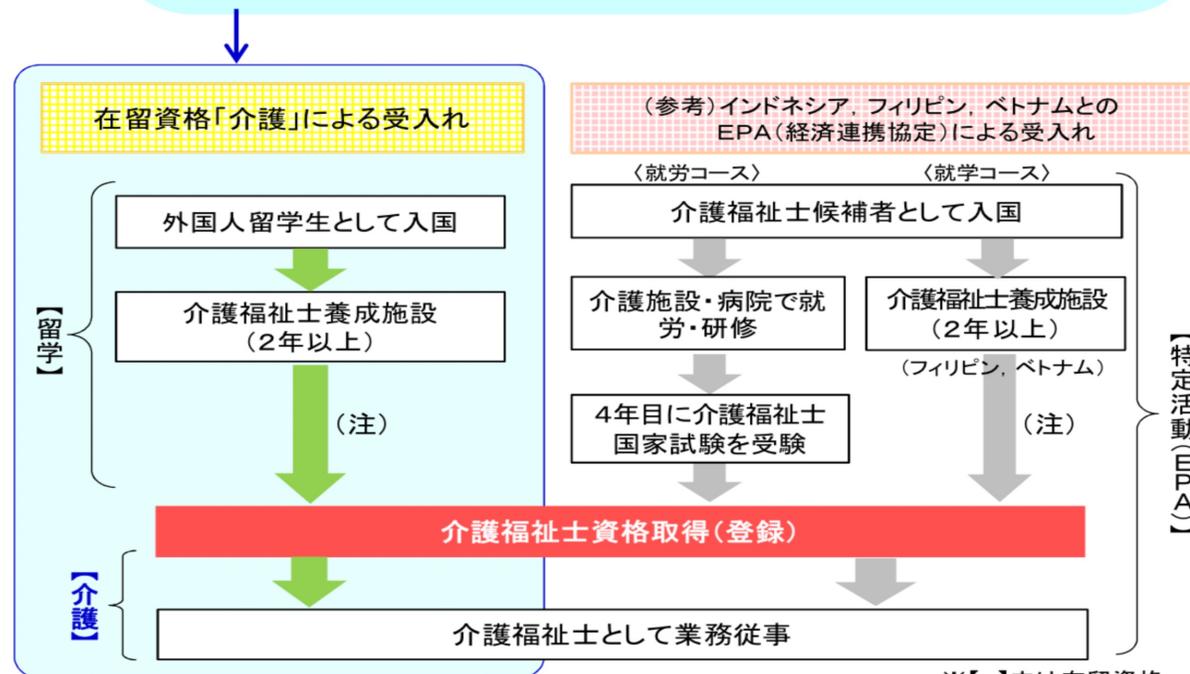
(参考)

介護福祉士登録者数
129.3万人(H26年度)
介護福祉士養成施設数
378校(H26年4月)

在留資格「介護」の創設

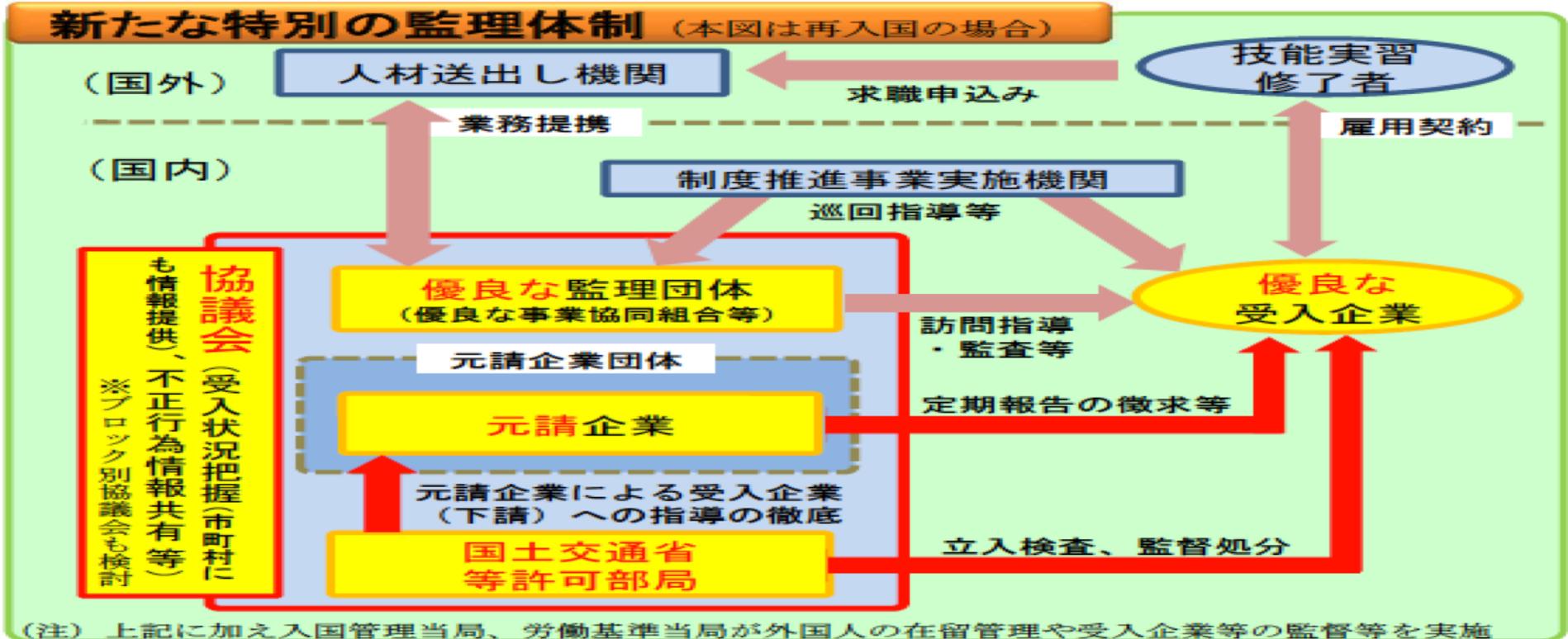
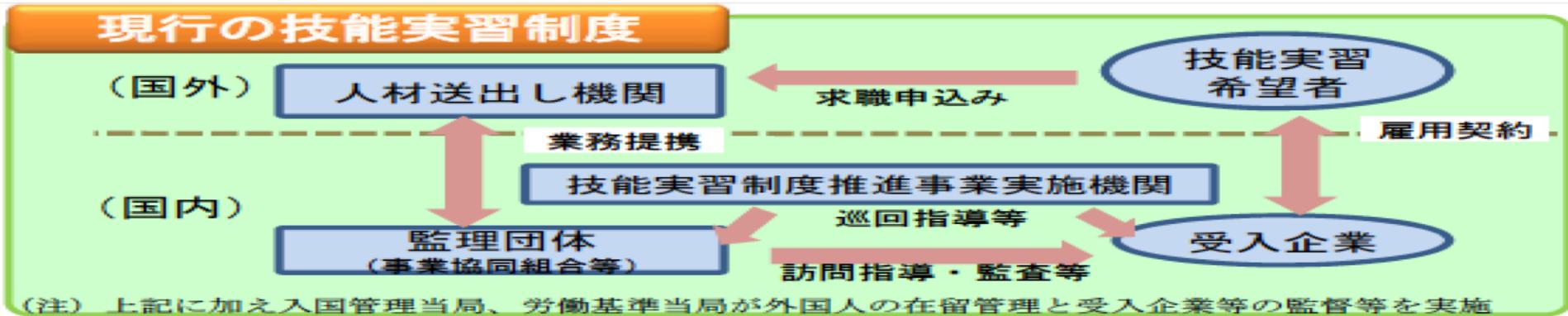
入管法別表第1の2に以下を追加

介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動
----	--



(注) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

外国人建設就労者受入事業の監理体制



外国人家事支援人材の活用について

国家戦略特区

国家戦略特別区域会議

区域会議の下に設置

第三者管理協議会

関係自治体

連携

内閣府地方創生推進室、地方入国管理局、
都道府県労働局、地方経済産業局

苦情
相談

・定期報告
・重大問題発生時
には速やかに報告

・特定機関の基準
適合性の確認
・年1回の監査

◆ 特定機関(受入企業)の要件【政令】

指針に即した措置の実施／経済的基礎／
我が国の事業実績3年以上／欠格要件の
非該当(法令違反、暴力団など)

特定機関(受入企業)

利用世帯

家事支援活動の
提供に係る請負契約

○ 帰国担保措置

外国人家事支援人材がやむを得ない理由により
帰国旅費を支弁できないときは、当該旅費を負担

○ 雇用の継続が不可能となった場合の措置

本人に責がなく、継続して本事業による在留を希望
するときは、新たな特定機関を確保するよう努める

苦情
相談

雇用契約

・日本人と同等額以上の報酬額
・保証金の徴収等の禁止
・必要な研修を実施 等

◆ 家事支援活動の業務範囲【政令】

・炊事、洗濯、掃除、買物等の家事一般
・上記と併せて実施される児童の日常
生活上の世話及び必要な保護

◆ 家事支援を行う外国人の要件【政令】

満18歳以上／実務経験1年以上／家事支援
活動の知識・技能(送り出し国における一定
の研修の終了)／必要最低限の日本語能力

外国人家事支援人材

外国人農業支援人材の活用について

国家戦略特区

国家戦略特別区域会議

区域会議の下に設置

適正受入管理協議会

内閣府地方創生推進事務局、地方入国管理局
都道府県労働局、地方農政局

関係自治体

連携

- ・定期報告
- ・重大問題発生時
には速やかに報告

- ・特定機関の基準
適合性の確認
- ・巡回指導、監査

派遣先農業経営体の要件

- ・一定期間以上の雇用経験 又は
労働者派遣事業に係る講習の受講
- ・労働時間等への適切な配慮
- ・欠格要件の非該当
(法令違反、暴力団など) 等

・現地調査

・苦情
相談

◆ 特定機関の基準【政令】

指針に即した措置の実施／経済的基礎／
事業実績又は人的構成／欠格要件の
非該当(法令違反、暴力団など)

- ・定期報告
- ・重大問題発生時
には速やかに報告

特定機関
(受入企業)

派遣先農業経営体
(農業経営を行う個人又は法人)

労働者
派遣契約

○帰国担保措置

外国人農業支援人材がやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できないときは、特定機関が当該旅費を負担

○雇用の継続が不可能となった場合の措置

本人に責がなく、継続して本事業による在留を希望するときは、新たな特定機関を確保するよう努める

・苦情
相談

雇用契約

- ・派遣労働者としてフルタイム雇用
- ・日本人と同等額以上の報酬額
- ・農業支援活動は通算3年まで
- ・保証金の徴収等の禁止
- ・必要な研修の実施 等

作業
指示

農業
支援
活動

◆ 農業支援活動の作業範囲【政令】

農作業／農畜産物を原材料とした
製造・加工の作業／
農業に付随する作業(農畜産物の生産
に伴う副産物を使用する製造・加工、
農畜産物等の運搬、陳列、販売)

◆ 農業支援を行う外国人の要件【政令】

満18歳以上／1年以上の実務経験／
農業支援活動に必要な知識・技能／
農業支援活動に必要な日本語能力

外国人農業支援人材